

会報浦和支部

第 71 号

平成24年 3月31日発行

発行人
埼玉県行政書士会
浦和支部

支部長 赤坂 昌雄

平成24年新年会盛大に開催

新春の恒例行事である浦和支部新年会が平成24年1月6日(金)午後6時よりさいたま市民会館うらわに於いて盛大に開催されました。

浦和支部会員49名の他に、ご来賓として本会から高玉功 総会長、近隣支部より斉藤敏夫 大宮支部長、永沼逸郎 川口支部長をお迎えし、有意義な新年のスタートが切られました。

小栗重美副支部長の開会の辞のあと、赤坂昌雄支部長より新年の挨拶が述べられ、昨年の東日本大震災から始まった多くの自然災害や欧州の経済危機などから、本年も引き続き厳しい経済情勢が予想さ



新年の挨拶をする赤坂支部長



祝辞を述べる高玉会長

れ、私たち行政書士を取り巻く環境も一層厳しい状況となると考えられるが、今こそ更なる研鑽と努力で職務を全うし、社会に貢献してまいりたいとの力強い抱負が披露されました。

次いで、ご来賓の祝辞として、永沼川口支部長並びに斉藤大宮支部長より、自身の報酬より依頼者の立場で親身に接する地元新入会員の姿を紹介しながら、今一度行政書士としての原点に返って、私たちがも真摯な姿勢で業務に誠実に取り組むみたいとの貴重なご挨拶をいただきました。田口邦雄相談役の音頭による乾杯の後、祝宴へと続いた中、御多忙にもかかわらず

埼玉県行政書士会



祝辞を述べる斉藤大宮支部長

けつけていただいた高玉会長より、年頭所感として、昨年の行政書士制度広報月間における無料相談会では、前年度25%増の相談者の実績と相続・遺言の相談が多くを占めたことを通し、今後も会として高齢社会へ向けた業務に積極的に取り組んでいきたい、更に職域拡大、官民からのアウトソーシングに対する受け入れ体制の拡充等々力強い抱負がご披露されました。

また、毎年会員への研修事業として実施している図書贈呈では、本年は支部会員の藤田義晴氏が著した「株式会社をつくり方がすぐわかる本」(成美堂出版)が配布され、費用の面でもご協力いただいた

埼玉県行政書士会



祝辞を述べる永沼川口支部長



恒例の集合写真

た旨や、今後も支部会員の社会での幅広い活躍を宣揚していきたいとの方針も披露されました。
新会員と大先輩の会員方との和気藹々の交流となった祝宴後半は、被災地東北の銘酒と東北復興への想いを馳せ、全員で「上を向いて歩こう」「青い山脈」の合唱ののち、矢鋪昭二相談役の中締め、赤坂博道顧問の三本締めで、賑やかな中にも新年への活力に満ちた会の幕が下ろされました。(総務部 田幡悦子)

紙上研修

非嫡出子の相続差別は合憲か 相談役 関 健一

はじめに

子供の相続分は原則として平等であるが、非嫡出子（結婚していない男女の子）の相続分は嫡出子（結婚している夫婦間の子）の相続分の2分の1と定められている（民法900条4号ただし書前段）。同じ子供なのに親が婚姻届を出していないかのために半人前扱いされるのはなぜか。この規定は憲法14条1項（法の下の平等）に違反するのではないか？問題となつてゐる。

最高裁判所大法廷平成7年7月5日決定はこの規定を合憲としたが、15名のうち5名の裁判官が違憲だとして反対意見を述べている。その後もこの問題でいくつかの事件が裁判で争われており、とくに最近、大阪高等裁判所（平成23年8月24日決定）、及び名古屋高等裁判所（平成23年12月21日判決）で相次いで違憲判断がなされ世間の注目を浴びている。ただし、名古屋高裁は規定自体は合憲としつつ、本件に適用される限りにおいて違憲とする、いわゆる適用違憲の判決である。

そこで、最高裁決定の理由と反対意見を中心にその要旨

を紹介し、合憲説と違憲説がそれぞれどのような論理を展開しているかを見ていきたいと思う。

1、合憲説

（1）憲法14条1項は法の下の平等を定めているが、この規定は合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであつて、各人に存する経済的、社会的その他種々の事実関係上の差異を理由としてその法的取扱いに区別を設けたとしても何らこの規定に違反するものではない。

（2）民法の法定相続分の定めは、遺言による相続分の指定等がない場合に補充的に機能する規定であり、法定相続分どおりに相続が行われなければならない旨を定めたものではない。

（3）相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断にゆだねられている。この規定における嫡出子と非嫡出子の法定相続分の区別はその立法理由に合理的な根拠があり、かつ、その区別が右

合理的ものでなく、いまだ立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていない限り、合理的理由のない差別とはいえず、これを憲法14条1項に反するものということはできない。

（4）民法が法律婚主義（民法739条1項）を採用した結果として、婚姻関係から出生した嫡出子と婚姻外の関係から出生した非嫡出子との区別が生じ、親子関係の成立などにつき異なる規律がされ、また、内縁の配偶者には他方の配偶者の相続が認められないなどの差異が生じて、それはやむを得ない。

（5）本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の2分の1の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図つたものと解される。

（6）したがつて、本件規定が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1としたことは、右立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府

に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということはできないのであつて、合理的理由のない差別とはいえず、憲法14条1項に反するものとはいえない。

2、違憲説

（1）相続制度は社会の諸条件や親族各人の利益の調整等を考慮した総合的な立法政策の所産であるが、立法裁量にも憲法上の限界が存在する。個人の尊重を定める憲法13条、さらにこれをうけて両性の本質的平等を定める憲法24条2項の趣旨は、相続等家族に関する立法の合憲性を判断する上で十分尊重されるべきものである。

法の下に平等を定める憲法14条1項は、個人の尊厳という民主主義の基本的理念に照らして、これに反するような差別的取扱を排除する趣旨と解される。同項は、一切の差別的取扱を禁止しているものではなく、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づく区別は許容されるものであるが、何をもちて合理的とするかは事柄の性質に応じて考えられなければならない。

本件は同じ被相続人の子供でありながら、非嫡出子の法定相続分を嫡出子のその2分の1とするこの合憲性が問われている事案であつて、

精神的自由に直接かわる事項ではないが、本件規定で問題となる差別の合理性の判断は、基本的には、非嫡出子が婚姻家族に属するか否かという属性を重視すべきか、あるいは被相続人の子供としては平等であるという個人としての立場を重視すべきかにかかつているといえる。

したがつて、その判断は、財産的利益に関する事案におけるような単なる合理性の存否によつてなされるべきではなく、立法目的自体の合理性及びその手段との実質的関連性についてより強い合理性の存否が検討されるべきである。

（2）婚姻を尊重するという立法目的については何ら異議はないが、その立法目的からみて嫡出子と非嫡出子とが法定相続分において区別されるのを合理的であるとするのは、非嫡出子が婚姻家族に属していないという属性を重視し、そこに区別の根拠を求めるところであつて、憲法24条2項が相続において個人の尊厳を立法上の原則とすることを規定する趣旨に相容れない。

出生について責任を有するのは被相続人であつて、非嫡出子には何の責任もなく、その身分は自らの意思や努力によつて変えることはできない。出生について何の責任も負わ

ない非嫡出子とそのことを理由に法律上差別することは、婚姻の尊重・保護という立法目的の枠を超えるものであり、立法目的と手段との実質的関連性は認められず合理的であるとはいえない。

本件規定の立法理由は非嫡出子の保護をも図ったものであつて合理的根拠があるとす多数意見は、本件規定が社会に及ぼしている現実の影響に合致しない。すなわち、本件規定は、国民生活や身分関係の基本法である民法典中の一条項であり、強行法規でないとはいへ、国家の法として規範性をもち、非嫡出子についての法の基本的観念を表示しているものである。

そして本件規定が相続の分野ではあつても、同じ被相続人の子供でありながら非嫡出子の法定相続分を嫡出子のその2分の1と定めていることは、非嫡出子を嫡出子に比べて劣るものとする観念が社会的に受容される余地をつくる重要な一原因となつていてと認められる。

(3)法律の合憲性を判断するに当たつては、制定当時の立法目的と共に、その後が生じている立法の基礎をなす事実の変化や条約の趣旨等をも加えて検討されなければならぬ。

本件規定の制定当時、諸外国においては、相続上非嫡出子を嫡出子と差別して取り扱う法制をとつていた国が一般的であつた。しかしながら、その後相続を含む法制上、非嫡出子を嫡出子と区別することは不合理であるとして、主として1960年代以降両者を同一に取り扱うように法を改正することが諸外国の立法の大勢となつていた。

わが国においても、本件規定は法の下の平等の理念に照らし問題があるとして昭和54年に法務省民事局参事官室は、法制審議会民法部会身分法小委員会の審議に基づいて、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同等とする旨の改正案を含む改正要綱草案を発表した。しかし、法案となるに至らず、さらに現時点においても同趣旨の改正要綱草案が公表され、立法改正作業が継続されている。

おわりに
最近の違憲の判決や決定は、下級審なので、これでただちに実務が激変することはないと思われ。しかし、非嫡出子のいる遺言書や遺産分割協議書の作成にあつては嫡出子の相続分と同等とするとの司法判断が出る可能性があることを想定して実務に当たることがあるのではない。

新たな在留管理制度について

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の一部を改正する等の法律」が公布され、新たな在留管理制度が平成24年7月から導入されることになりました。

●主な改正のポイント

- ①「在留カード」が交付されます。
 - ②在留期間が最長5年に なります。
 - ③再入国制度が変わります。
 - ④外国人登録制度が廃止されます。
- 新しい在留管理制度の対象となる人は、下記のいずれにもあてはまらない人です。
- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
 - ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
 - ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
 - ④特別永住者
 - ⑤在留資格を有しない人
- この制度の対象となる人は、「日本人の配偶者等」、「定住者」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「技能実習」、「永住者」の方であり、観光目的で来た短期間滞在する人は含まれません。

企画部長 吉森みどり

●新しい在留管理制度に

おける手続きの流れ
1、出入国港で
パスポートに上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によつて中長期滞在者となつた方には在留カードが交付されます。

(2012年7月当初は、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港に限定)
2、市区町村で
居住地の(変更)届出

- 3、地方入国管理局で
居住地以外の(変更)届出
- ①氏名、生年月日、性別、国籍、地域の変更届出
- ②在留期間有効期間更新申請
- ③在留カードの再交付申請
- ④所属機関、配偶者に
関する届出

※その他、技能実習制度も平成22年7月から大幅に変更されております。

「研修」制度時の研修手当てはなく、入国当初(集合研修後)から日本人と同等の待遇でなければ受入れができません。

集合研修時間は特に厳しく、実際に実施されているかを入管職員が確認に来ることがあります。法的保護の講習や、日本語研修などは勿論、警察や消防などの協力を得てきちん

と実施しなければいけないことを行政書士として事業主に説明する必要があります。

第3回支部研修会



挨拶する峯尾企画副部長

平成24年1月26日(木)午後6時より埼玉会館7B会議室において、企画部主催の第3回研修会を開催しました。

講師には浦和支部の加藤俊孝会員にお願いして、「特例民法法人の公益・一般法人への移行認定認可申請について」というテーマで約2時間半にわたりご講義いただきました。加藤講師は、長期間にわたる特殊な法人の設立の実務を手がけられたエキスパートであります。

ご講義は、自らの経験談を踏まえて、配布された資料を用いながら、特例民法法人か



講師の加藤会員

平成23年度 近隣支部情報交換会

ら公益社団・財団法人への移行認定及び一般社団・財団法人への移行認可における全体的な流れ、申請書類の構成内容、認定基準、認可基準等を主に説明していただきました。したがって、市販の本では得られない貴重な知識を得ることができました。

質疑応答では、会員からいくつかの質問が出まして、加藤講師には懇切丁寧に回答していただき、限られた研修時間内では語りつくせないものとなりました。

当日の出席者は23名で、全員大変熱心に聴講してました。

(企画部副部長 峯尾 聡)



研修会風景

昨年度は浦和支部主催にて開催された近隣支部情報交換会が、本年度は大宮支部主催で11月26日(土)午後2時からソニックスシティ601会議室において開催された。

川口支部からは永沼逸郎支部長他12名、大宮支部からは斉藤敏夫支部長他25名、浦和支部からは赤坂昌雄支部長他11名の計51名が出席した。

第一部の会議では、各支部長の挨拶とグループ討議、第二部の懇親会では、各個人による情報交換と懇親という二部構成で行われた。

定刻、第一部の会議が大宮支部の高杉孝志総務部長の司会により始まり、出席者全員により11月16日に逝去された浦和支部の安田章常任相談役に對し黙祷を捧げた後、大宮支部の星本良一副支部長が開



挨拶する赤坂支部長



近隣支部協議会会場

点・課題等が活発に議論され、具体例を上げながらの討議・発表では、出席者にとつては有意義で今後大いに参考になるものとなった。

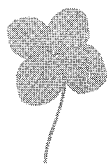
第二部の懇親会は、午後5時からソニックスシティ14階の天空のジパングにおいて開催された。定刻になり、大宮支部の福田安伸副支部長の開会の辞で始まり、高玉功稔本会長(川口支部相談役)による挨拶をいただき、その後、浦和支部の田口邦雄相談役の乾杯の発声を合図に祝宴へと移った。

宴席は大変盛り上がり、そこでなかなか一同に会する機会の少ない他支部との会員同士お互いの懇親を深めあう場面がそこに見られ、また、情報交換、名刺交換、アドバイスなども行われ、会場のあちらこちらで歓談の輪がいくつも見受けられた。

和やかな歓談もたけなわではあったが、森川征男本会相談役(川口支部相談役)の締めのあと、大宮支部の沼野博文相談役が閉会の辞を述べ、近隣支部情報交換会が無事閉会となった。

(企画部副部長 峯尾 聡)

部の辞を述べ、大宮支部長・浦和支部長・川口支部長の順で支部長挨拶をいただいた。続いて、大宮支部の小谷野幸夫事務局長が個別グループ討議の方法を説明し、7つの部門に分かれて個別グループ討議が約1時間行われ、その後、個別発表が企画部(研修部)、渉外部(監察部)、厚生部、広報部、経理部、総務部、支部長・副支部長の順で行われた。



編集後記

23年度もあっという間に終わってしまった。支部会報のリニューアルも全く手付かずでした。24年度はもっと積極的にやらねばと反省しきります。

前号で吉野敏和副支部長による会報についての提言があり、その内のカラー化について、私は費用の点から難しいとの欄で記しました。その後、他支部の会報を見るように気を付けて来ました。いくつかの支部で、会報のカラー化を実行していました。確かにモノクロよりは見栄えは良いです。

24年度は予算が付けば、会報のカラー化に取り組んでみます。

(広報部長 早坂 舜)

職務上請求書の

取扱いに注意!!

職務上請求書の不適切な使用が大きな問題となつていきます。会員の皆様には十分ご承知のこととは思いますが、本来の目的以外に使用することのなきよう重ねてお願い致します。